

Q5 個別の指導計画は、どのように作ればいいのですか。

平成11年3月告示の盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領において、個別の指導計画は、重複障害者の指導、自立活動の指導に当たり作成することとされました。今回の特別支援学校学習指導要領の改訂において、これまでの個別の指導計画が活用されてきた実績を踏まえるとともに、障害の状態が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、自立活動や重複障害者の指導だけでなく、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することが明記されました。

また、学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するために、個別の指導計画に基づいて指導方法や指導体制を工夫改善することが示されました。

1 個別の指導計画とは

個別の指導計画とは、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだものです。

2 「個別の指導計画」を作成する意義について

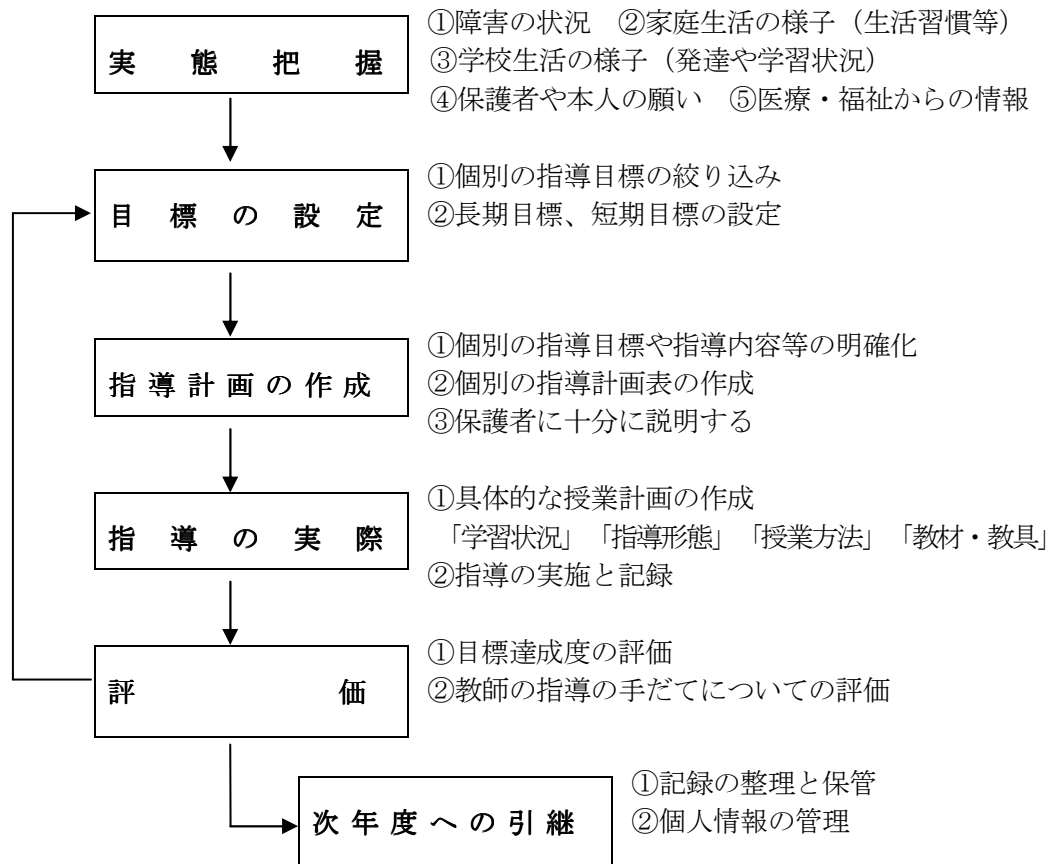
- (1) 作成することで、一人一人のきめ細かな実態把握がなされ、子どもの実態がよく見えてきます。
- (2) 的確な実態把握により、指導目標（課題）が明確になります。さらに、日々の授業のねらいや配慮事項も把握することができます。
- (3) 保護者や本人の願いや期待がわかり、家庭との連携や教育についての理解を深めることが期待できます。
- (4) 教職員の共通理解を図ると共に、指導の評価に基づき継続性のある指導を行うことができます。

3 作成に当たっての留意点

- (1) 個々の子どもの実態や、各教科等の特質を踏まえて、様式や内容等を工夫し、作成することが大切です。
- (2) 個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものですが、一人一人の子どもにとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。そのため、計画—実践—評価—改善の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行うことが必要です。
- (3) 個別の指導計画作成に当たっては、作成の段階から保護者と話し合い共通理解を図ることが必要です。
- (4) 児童生徒の個人情報の管理に際しては、十分に注意することが必要です。

4 作成と活用の手順

個別の指導計画の作成は主に、以下のような手順で行うことが考えられます。



障害のある児童生徒一人一人に適切な教育的支援をしていくスタートとなるのは、児童生徒の出している様々なサインに対する担任の気づきです。

そして、いつ、どこで、どのような時に、どんな問題が起こるかを観察し、つまずきや困難などの様子を正確に把握することが、児童生徒への理解につながります。したがって、担任として、児童生徒の出すサインに気付く感性をもつことが大切といえます。

担任の気づきの記録と、担任としての対応や支援の方法、それに対しての子どもの反応などを記録しておくことが大切です。これらの記録は、個別の指導計画の立案・作成等に役立つ貴重な資料となります。